

品川区原爆被爆者に対する見舞金支給要綱

制定	昭和49年	4月	1日	区長決定
改正	昭和60年	4月	1日	
改正	昭和62年	6月	1日	
改正	平成元年	7月	1日	
改正	平成4年	7月	1日	
改正	平成24年	5月29日		要綱第166号
改正	平成26年	9月16日		要綱第107号
改正	平成28年	3月17日		要綱第156号
改正	平成31年	2月	1日	部長決定 要綱第152号

(目的)

第1条 この要綱は、原爆被爆者のおかれている立場にかんがみ、見舞金を支給することによってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 見舞金の支給対象者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条各号のいずれかに該当し、被爆者健康手帳の交付を受けた者（以下「被爆者」という。）で、見舞金の支給月の前月の初日現在品川区に住所を有する者とする。

(申請)

第3条 見舞金を受けようとする被爆者は、支給月の前月の15日までに原爆被爆者見舞金支給認定申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。
ただし、区長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

2 申請は、原則として本人がする。

3 同一世帯に2人以上の被爆者がいるときは、そのいずれかが一括申請することができる。

(支給決定)

第4条 区長は、前条の申請に基づき見舞金の支給を行うことが適当と認めたときは、

原爆被爆者見舞金認定通知書（第2号様式）により申請者に通知
（見舞金および支給方法）

第5条 見舞金は、毎年8月に12,000円支給する。

2 見舞金の支給は、原則として銀行振込とする。

（届出）

第6条 見舞金支給の認定を受けた被爆者は、住所、氏名等に変更が生じたときは、
すみやかに原爆被爆者見舞金異動届（第3号様式）を提出しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和49年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年6月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成元年7月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成4年7月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成26年9月16日より適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日より適用する。

第1号様式（第3条関係）

原爆被爆者見舞金支給認定申請書

下記のとおり原爆被爆者見舞金の支給を申請いたします。

品川区長 あて

年 月 日

第 号

被 爆 者	住 所	方 電話 ()			
	ふりがな 氏 名	印	性 別	男・女
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳	
	被 爆 者 健康手帳	手帳番号 特・一第 号	交付年月日 年 月 日		
	被 爆 者 の 状 況	職業		他手当 の受給	
振 込 先 金融機関	見舞金は下記銀行口座に振り込みください。（本人名義）				
		銀行 信用金庫 信用組合 (店番号)	支店	普 ・ 当	口座 番 号
代 行 者	住 所	方 電話 ()			
	ふりがな 氏 名	印	性 別	男・女
	生年月日	年 月 日	被爆者との関係		
	職業または勤務先				

※ 太線内をご記入ください。

様

品川区長

原爆被爆者見舞金認定通知書

年 月 日付で申請のありました原爆被爆者見舞金につきましては、
下記のとおり認定しましたので通知いたします。

記

認定番号	第 号
支給額	円
支給開始の年月	年 月

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

